

平成30年12月10日

平成30年度第6回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

会議録の確認について

2 議 題

(1) 平成31年度一般廃棄物処理計画について

(2) 小金井市災害廃棄物処理計画について

3 その他

次回日程について

平成31年度一般廃棄物処理計画

循環型都市小金井の形成
～ごみゼロタウン小金井を～

《諮問案【12月10日訂正版】》



平成31年4月1日
小金井市環境部ごみ対策課

目 次

| | |
|-----------------------------|-------|
| はじめに | 1 |
| 第1 平成30年度一般廃棄物処理計画の実施状況 | 2 |
| 1 平成30年度ごみ・資源物処理量 | 2～4 |
| 2 平成30年度一般廃棄物処理計画に揚げた施策 | 4～10 |
| 第2 平成31年度ごみ処理計画 | 11 |
| 1 ごみ処理計画 | 12 |
| 2 平成31年度減量目標 | 13～14 |
| 3 施策の展開 | 15～20 |
| 第3 ごみ処理体制 | 21 |
| 1 家庭系一般廃棄物 | 21～23 |
| 2 事業系一般廃棄物 | 24～25 |
| 第4 市民・事業者・行政の役割 | 26 |
| 1 市民の役割 | 26 |
| 2 事業者の役割 | 26 |
| 3 行政の役割 | 27 |
| 第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項 | 28 |
| 1 不燃・粗大ごみ処理施設 | 28 |
| 2 最終処分場・エコセメント化施設 | 28 |
| 第6 動物の死体処理について | 28 |
| 1 市へ届け出るもの | 28 |
| 2 市が収集するもの | 28 |
| 3 処理方法 | 28 |
| 第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について | 29 |
| 1 市が収集しない一般廃棄物について | 29 |
| 2 処理方法の変更 | 29 |
| 3 災害廃棄物について | 29 |
| 第8 生活排水処理について | 30 |
| 1 収集運搬 | 30 |
| 2 処理 | 30 |
| 別紙 平成31年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図 | |

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市(以下「本市」という。)では、平成27年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(計画期間平成27～36年度。以下「基本計画」という。)を策定し、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指しています。発生抑制を最優先とした3R*の推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本的な方針としつつ、集中と選択の観点から、より効果的かつ実践的なごみの減量を進めなくてはなりません。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合(構成市:日野市、国分寺市、本市)にて、平成32年(2020年)度の新可燃ごみ処理施設稼働を目指して事業を進めているところです。新施設稼働後は、可燃ごみの共同処理を日野市内で行うこととなります。施設周辺にお住まいの皆様をはじめとした日野市民の皆様及び日野市の関係者に深く感謝申し上げます。本市としては、今後とも、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。また、本市の可燃ごみは、平成19年4月から広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にその処理をお願いしていますが、新可燃ごみ処理施設が試運転を開始するまでの間は、引き続き、広域支援へのご理解、ご協力をいただかなければなりません。更に、可燃ごみの焼却後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクル処理されています。本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町住民に深く感謝申し上げます。

さらに、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施設整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場(貫井北町)と二枚橋焼却場跡地(東町)を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地は、不燃・粗大ごみ処理施設を整備し、平成33年(2021年)度中の稼働開始をめざします。また、中間処理場は、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみの資源物処理施設を整備し、平成36年(2024年)度中の稼働開始を目指しているところです。

循環型社会の形成を目指すとともに、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層、ごみの減量に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指すこととし、平成31年度一般廃棄物処理計画を策定します。

* 3Rとは、「リデュース(Reduce)=発生抑制、リユース(Reuse)=再使用、リサイクル(Recycle)=再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

第1 平成30年度一般廃棄物処理計画の実施状況

1 平成30年度ごみ・資源物処理量

(1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

平成30年度一般廃棄物処理計画では、平成29年度に引き続き、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標としました。これは、基本計画において、平成36年(2024年)度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、1年当たり4gずつの更なる減量を図るべく、平成30年度減量目標マイナス4gのうち、燃やすごみを3g、その他を約1gの減量に向けて取り組みました。

平成30年度の家庭系燃やすごみの排出量(推定)は11,546tの見込み、その他の合計は4,543t*の見込みです。平成30年度の人口(平成30年10月1日基準)は121,167人であることから、市民1人1日当たりのごみ排出量は、推計363.9g(可燃系261.1g、その他102.8g)となり、平成30年度の減量目標380gを16.1g下回りました。よって、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の減量目標マイナス4gを達成できる見込みです。

※算出方法(その他の合計4,543t=粗大ごみ(可燃系)計271t+不燃系ごみ計4,473t+有害ごみ39t-事業系燃やさないごみ1t-資源物残渣等239t) 4ページ参照

(2) 資源物

平成30年度処理量(推定)は9,740tの見込みです。平成29年度は10,113tでした。

【目標達成の状況(推計)】

基本計画の考え方に基づき、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成30年度減量目標として設定しました。推計による達成状況の内訳は下記のとおりです。

| | 分別区分 | 市民1人1日当たりの排出量(g/人・日) | |
|-------|---------------|----------------------|----------|
| | | 平成30年度推計 | 平成30年度目標 |
| 家庭系ごみ | 燃やすごみ | 261.1 | 272.2 |
| | 燃やさないごみ | 29.9 | 33.0 |
| | プラスチックごみ | 51.4 | 53.2 |
| | 粗大ごみ | 20.6 | 20.6 |
| | 有害ごみ | 0.9 | 1.0 |
| | 合計 | 363.9 | 380.0 |
| 資源物 | 古紙・布・空き缶・びんなど | | |
| 集団回収 | 古紙・布・空き缶・びんなど | | |

平成30年度上期の実績による年度末推計値から、市民1人1日当たりの合計は、減量目標を達成できる見込みです。内訳は、目標値に対して、燃やすごみは11.1gマイナス、燃やさないごみは3.1gマイナス、プラスチックは1.8gマイナス、有害ごみは0.1gの見込みで、合計では16.1gマイナスとなると推計されます。

(3) 今後の課題

平成30年度の市民1人1日当たりのごみ排出量については、目標を達成できる見込みですが、基本計画に定めた平成36年(2024年)度までの減量目標達成のため、本市の最重要課題である可燃ごみの更なる減量に向けて、引き続き市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制(ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など)、リユース(不要となったものは必要な人に譲るなど)、リサイクル(資源物の分別徹底など)などの取組を実践することが大切です。また、事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが重要です。さらに行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ります。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取組を実施していますが、転出入者が多いこと、人口が増加傾向にあることから、全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの市民に御理解・御協力いただくためには、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民への情報発信の機会をできる限り活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることも重要になってきています。

平成30年度ごみ・資源物処理量

(単位：t)

| 分別区分 | | 処理方法 | | 平成30年度 処理量(推計) | 平成29年度 処理量(実績) | |
|---------|---------------|---------------------|--|------------------------------------|-------------------|-------|
| 可燃系ごみ | 燃やすごみ | 焼却 | | 11,957 | 11,964 | |
| | | 家庭系 | | 11,546 | 11,600 | |
| | | 事業系 | | 411 | 364 | |
| | 粗大ごみ (可燃系) | 木質系粗大ごみをサーマルリサイクル*1 | | 223 | 171 | |
| | | 布団を資源化又はサーマルリサイクル | | 48 | 50 | |
| 小計 | | | | 12,228 | 12,185 | |
| 不燃系ごみ※4 | 燃やさないごみ | 資源化 | 鉄など金属を資源化 | 299 | 291 | |
| | | | 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをケミカルリサイクル*2 | 1,016 | 1,129 | |
| | | | 小型家電回収*3 | 217 | 206 | |
| | 粗大ごみ (不燃系) | 破碎・選別 | 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破碎後、選別した廃プラスチック類などをサーマルリサイクル | | 751 | 729 |
| | | | 小計 | | 4,473 | 4,529 |
| | プラスチックごみ | 選別 | 資源化 | プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく資源化 | 1,551 | 1,829 |
| | | | | 廃プラスチック類をケミカルリサイクル | 639 | 345 |
| 小計 | | | | 4,473 | 4,529 | |
| 有害ごみ | 資源化・一部埋立 | | 39 | 39 | | |
| 資源物 | 資源化 | | 9,740 | 10,113 | | |
| 合計 | | | | 26,480 | 26,866 | |

※ 家庭系及び事業系ごみ・資源物の合計量(算出方法は以下のとおり)です。

平成30年度処理量(推計)は、平成30年9月末までの実績を基に、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収されたもの並びに市長の指定した場所などへ搬入した事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成29年度人口(10月1日現在): 119,984人、平成30年度人口(10月1日現在): 121,167人

*1:サーマルリサイクルとは、単に焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

*2:ケミカルリサイクルとは、ガス化熔融等により化学原料としてリサイクルすることをいう。

*3:小型家電回収とは、不燃系ごみのうち、使用済小型電子機器等を、選別して抜き取り、小型家電リサイクル法に基づき、国が認定した事業者へ搬入する運搬業者に売却し、アルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進することをいう。

*4:不燃系ごみには、事業系燃やさないごみ(持込分)及び資源物残渣・スプレー缶が含まれる。
平成29年度処理量(実績):事業系燃やさないごみ(持込分)4t、資源物残渣・スプレー缶141t
平成30年度処理量(推計):事業系燃やさないごみ(持込分)1t、資源物残渣・スプレー缶239t

2 平成30年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

平成30年度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、優先して取り組む施策及び継続させて取り組む施策を掲げました。各施策の実施状況は、以下のとおりです。

施策表の表記について

優先度の高い順に、【優先実施】【重点実施】【継続実施】と区分けしています。

【優先実施】…喫緊の課題として特に強化して取り組むべき施策

【重点実施】…重視して取り組む施策

【継続実施】…継続して取り組む施策

目標の欄は、可能な限り数値による表記に努めますが、一部数値表記が困難な場合は「維持継続」「強化継続」「適時実施」と記載します。また、実施する取組のうち、既に制度化され、または恒常的に実施し、目標を設定しない業務については、目標欄を「-」とします。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10の計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

中でも計画項目「1 ごみを出さないライフスタイルの推進」を「優先実施」と位置づけ、食品ロスの削減に関する取り組みとして、家庭で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードバンクや福祉施設に寄付するフードドライブ事業の実施、市報ごみ減量・リサイクル特集号やスマートフォン用ごみ分別アプリケーションによる広報など、啓発活動に取り組みました。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 | 目標 | 12月末実績 |
|--|------------------------------------|-------------|--------|
| 1 ごみを出さないライフスタイルの推進 【優先実施】 (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | - | |
| | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 計画項目5参照 | |
| | 生ごみの水切り及び自家処理等の推進に関する調査・研究 | 維持継続 | |
| | 食品ロス削減に関する取組 | 月1回 拠点回収 | |
| 2 リユースの推進 【継続実施】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | - | |
| | 有効利用先の確保（リユースできるもの） | 強化継続 | |

| | | | |
|--|------------------------------------|------------------------|--|
| 【重点実施】 (2)くつ・かばん類の効果的回収や有効活用の推進 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 (5)リユース施策の調査・研究 | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 計画項目 5 参照 | |
| | くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討 | 維持継続 | |
| | リユース食器無料貸出し | 年 20 件 | |
| | リユース事業（リサイクル事業所）の在り方の検討 | 維持継続 | |
| | リユース推進施策の調査・研究 | 維持継続 | |
| 3 分別の徹底 【継続実施】 (1)組成分析の実施 【重点実施】 (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | — | |
| | 組成分析 | 年 4 回（可燃） | |
| | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 計画項目 5 参照 | |
| | ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携 | — | |
| | 分別方法の見直しの検討 | 強化継続 | |
| 4 資源循環システムの構築 【重点実施】 (1)資源物の戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルート of 構築と円滑な運用を推進 (3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用 【継続実施】 (6)未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | — | |
| | 資源物戸別・拠点回収 | — | |
| | 有効利用先の確保（資源物） | 維持継続 | |
| | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 計画項目 5 参照 | |
| | 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助 | 年 350 件 交付 | |
| | 大型生ごみ処理機器購入費補助 | 年 1 件交付 | |
| | 大型生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱見直しの検討 | — | |
| | ごみゼロ化推進員との情報交換 | 適時実施 | |
| | 夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進 | 投入者延数 2,500 人 | |
| | 市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援 | — | |
| | 地域の農業者や J A ・市内農産物取扱店との連携 | 維持継続 | |
| | 廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討 | 適時実施 | |
| | 難再生古紙拠点回収箇所の拡大 | 新規 1 箇所 (12 箇所 →13 箇所) | |
| | 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトへの参加 | 適時実施 | |
| 5 啓発活動の強化 【重点実施】 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | — | |

| | | | |
|---|---|------|---|
| (1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討 | ごみ減量キャンペーンの実施 | 4回 | |
| | イベント（市民まつり）への出展 | 年1回 | |
| | 転入者への啓発強化 | 強化継続 | |
| | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 年40回 | |
| | 効果的な啓発活動の調査・研究 | 適時実施 | |
| | 冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂 | — | |
| | ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し | — | |
| 6 環境教育・環境学習の推進 【重点実施】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） 冊子「くらしの中のごみ減量」の改訂 | — | 計画項目5参照 |
| 7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進 【重点実施】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援 ごみゼロ化推進員との情報交換 町会・自治会・子供会への働きかけ 地域ネットワークの構築 | — | 適時実施 適時実施 適時実施 適時実施 |
| 8 拡大生産者責任の追及 【重点実施】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し | 国・都への働きかけ | — | |
| 9 事業活動における3Rの推進 【重点実施】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6)店頭回収の推進 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 個別指導 リサイクル推進協力店認定事業の推進 自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大 | — | 新規4事業所 (13事業所→17事業所) 新規2事業所 (9事業所→11事業所) |
| 10 市施設における3Rの推進 【重点実施】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推 | 庁内向け検査の実施及び結果公表 | 年1回 | |

| | | | |
|--------------------------------|-----------|---|--|
| 進 【継続実施】 (2)進捗状況・実績報告の公表 | 市職員に対する啓発 | — | |
|--------------------------------|-----------|---|--|

(2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量・焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 | 目標 | 12月末実績 |
|---|--|----|--------|
| 1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進 | 収集運搬体制の確保 | ■ | ■ |
| (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進 | ふれあい収集 | ■ | ■ |
| 2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 | 浅川清流環境組合構成市としての責任履行 | ■ | ■ |
| (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理 | 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請 | ■ | ■ |
| | 3市ごみ減量市民会議の参加 | ■ | ■ |
| 3 廃棄物関連施設の整備 | 中間処理場施設更新を含む廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進 | | |
| (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設の在り方の検討 | | | |
| 4 埋立処分量・焼却灰の削減 | 東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行 | ■ | ■ |
| (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携 | 広報媒体活用による周知 | ■ | ■ |

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理しない廃棄物への対応」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。中でも、計画項目「1 災害発生時の対応に向けた体制整備」の具体的な取り組みとして、小金井市災害廃棄物処理計画を策定しました。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 | 目標 | 12月末実績 |
|--------------------|----------|----|--------|
| 1 災害発生時の対応に向けた体制整備 | 災害時体制の整備 | ■ | ■ |

| | | | |
|--|---|---|---|
| (1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請 | 「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結 | ■ | ■ |
| | 災害廃棄物処理計画及びマニュアルの策定 | ■ | ■ |
| | 災害廃棄物処理マニュアルの研究 | ■ | ■ |
| 2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携 | 綿密な連携による情報の共有 | ■ | ■ |
| 3 収集・処理しない廃棄物への対応 (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備 | 広報媒体を活用した最新情報の提供 | ■ | ■ |
| | 専門に取り扱う業者との情報交換 | ■ | ■ |

(4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 | 目標 | 12月末実績 |
|---|-------------------------------------|----|--------|
| 1 不法投棄防止体制の確立 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化 | 定期的なパトロールの実施 | ■ | ■ |
| | 啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 | ■ | ■ |
| | 市民・事業者・その他関係機関との連携強化 | ■ | ■ |
| | 空き家対策条例 | ■ | ■ |
| 2 環境負荷低減の推進 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進 | 低公害車の積極的な導入及び関係者への協力要請 | ■ | ■ |
| | グリーン購入の推進 | ■ | ■ |

(5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 | 目標 | 12月末実績 |
|--------------|--------------------------|----|--------|
| 1 計画の進行管理の実施 | 自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点 | ■ | ■ |

| | | | |
|---------------------------|-----------|---|---|
| (1)進捗状況の点検・評価 | 検・評価 | | |
| 2 ごみ処理コストの検証 | コスト管理 | ■ | ■ |
| (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 | 情報の公開 | ■ | ■ |
| (2)環境基金の有効活用 | 環境基金の有効活用 | ■ | ■ |

第2 平成31年度ごみ処理計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合(構成市:日野市、国分寺市、本市)にて、平成32年(2020年)度の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指して事業を進めています。新施設稼働後は、日野市・国分寺市・本市で、可燃ごみの共同処理を、日野市内で行うこととなりますが、新可燃ごみ処理施設が試運転を開始するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければなりません。

更に、可燃ごみを焼却した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。また、本市の不燃系ごみは破碎・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、常にごみの減量に取り組み、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、最大限のごみの減量を目指して、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」に向けた施策を展開します。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、「安心・安全・安定的な適正処理の推進」に向けた施策を展開します。更に、計画の遂行を支えるため、「廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進、計画の実効性を高めるための仕組み」に向けた施策を展開します。

1 ごみ処理計画

(単位：t)

| 分別区分 | | 処理方法 | | 平成30年度 計画処理量 | 平成31年度 処理量(推計) | |
|-----------|---------------|---------------------|---------|--|-------------------|-------|
| 可燃系 ごみ | 燃やす ごみ | 焼却 | | 12,368 | 12,356 | |
| | | 家庭系 | | 12,022 | 12,014 | |
| | | 事業系 | | 346 | 342 | |
| | 粗大ごみ (可燃系) | 木質系粗大ごみをサーマルリサイクル*1 | | 128 | 169 | |
| | | 布団を資源化又はサーマルリサイクル | | 52 | 51 | |
| 小計 | | | | 12,548 | 12,576 | |
| 不燃系 ごみ | 燃やさない ごみ | 破碎・ 選別 | 資源 化 | 鉄など金属を資源化 | 382 | 378 |
| | | | | 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系) を破碎後、選別した廃プラスチック 類などをケミカルリサイクル*2 | 1,094 | 1,117 |
| | | | | 小型家電回収*3 | 199 | 197 |
| | 粗大ごみ (不燃系) | 破碎・ 選別 | 資源 化 | 燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を 破碎後、選別した廃プラスチック類など をサーマルリサイクル | 713 | 721 |
| | | | | プラスチック製容器包装については、 容器包装リサイクル法に基づく 資源化 | 1,714 | 1,810 |
| | プラスチ ックごみ | 選別 | 資源 化 | 廃プラスチック類をケミカルリ サイクル | 394 | 390 |
| | | | | 小計 | | |
| 有害ごみ | 資源化・一部埋立 | | | 38 | 38 | |
| 資源物 | 資源化 | | | 9,647 | 10,250 | |
| 合計 | | | | 26,729 | 27,477 | |

※家庭系及び事業系ごみ・資源物の合計量(算出方法は以下のとおり)です。

平成31年度計画処理量は、基本計画及び平成31年度減量目標*4との整合を図り、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収するもの並びに市長の指定した場所などへ搬入する事業系ごみが、全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。資源物を除くそれぞれのごみの計画処理量は、計画目標値に人口(推定)を乗じて求めた数字であり、人口推移予想を反映した算出となっています。平成31年度人口(推定):122,362人(参考:平成30年度人口(10月1日現在):121,167人)

*1:サーマルリサイクルとは、単に焼却するだけでなく、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用することをいう。

*2:ケミカルリサイクルとは、ガス化溶融等により化学原料としてリサイクルすることをいう。

*3:小型家電回収とは、不燃系ごみのうち、使用済小型電子機器等を、選別して抜き取り、小型家電リサイクル法に基づき、国が認定した事業者へ搬入する運搬業者に売却し、アルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進することをいう。

*4:平成31年度減量目標は、P13に記載

2 平成31年度減量目標

(1) 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成27年度以降のごみ処理計画では、基本計画において平成36年(2024年)度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すとしていることから、市民一人ひとりがごみ減量に取り組むための目安となるように、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を4g減量する」ことを目標として設定しました。基本計画策定から5年目となる平成31年度は、平成30年度の目標値から更なる減量を目指すものです。

【目標設定の考え方】

基本計画の考え方に基づき、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成31年度減量目標として設定します。平成31年度減量目標マイナス4gのうち、燃やすごみを約3g、その他(燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ)を約1gの減量に向けて取り組みます。

| | 分別区分 | 市民1人1日当たりの排出量(g/人・日) | |
|-------|---------------|----------------------|----------|
| | | 平成31年度目標 | 平成30年度目標 |
| 家庭系ごみ | 燃やすごみ* | 269.0 | 272.2 |
| | 燃やさないごみ* | 32.5 | 33.0 |
| | プラスチックごみ | 53.0 | 53.2 |
| | 粗大ごみ | 20.5 | 20.6 |
| | 有害ごみ | 1.0 | 1.0 |
| | 合計 | 376.0 | 380.0 |
| 資源物 | 古紙・布・空き缶・びんなど | | |
| 集団回収 | 古紙・布・空き缶・びんなど | | |

<減量目標における重点項目>

* 燃やすごみ

新可燃ごみ処理施設が試運転を開始するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしなければならないことから、各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、更なる燃やすごみの減量に重点的に取り組みます。

* 燃やさないごみ

破碎・選別を経て、多くを資源化し、適切な処理に努めていますが、資源循環型社会の形成推進の一環として、更なる燃やさないごみの減量に重点的に取り組みます。

【目標達成に向けた取組事例】

○マイバッグの利用
(レジ袋1枚:約7g)



○マイボトルの利用
(テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個:約12g)



○マイはしの利用
(割りばし1膳:約8g)



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
(トレイ1枚:約3g)



(2) 埋立処分場

本市の資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場である、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分を行っていましたが、平成28年度からは、更なる選別と資源化により埋立処分を行っていません。

【市民・事業者・行政の取組】

目標達成に向けて、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができ、更なるごみ減量につながります。

市民

発生抑制

ごみになるものはもらわない・買わない(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨ての商品は買わない、ばら売り・量り売りを利用する)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さない)、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など

リユース

不要となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど

リサイクル

資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など

事業者

レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、トレイ・ペットボトルなど店頭回収への取組

行政

市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

3 施策の展開

平成31年度ごみの減量目標達成及びごみの安定的な適正処理の確保のため、平成30年度に引き続き、優先して取り組む施策及び継続して取り組む施策を掲げました。各施策については、以下のとおりです。

施策表の表記について

優先度の高い順に、【優先実施】【重点実施】【継続実施】と区分けしています。

【優先実施】…喫緊の課題として特に強化して取り組むべき施策

【重点実施】…重視して取り組む施策

【継続実施】…継続して取り組む施策

目標の欄は、可能な限り数値による表記に努めますが、一部数値表記が困難な場合は「維持継続」「強化継続」「適時実施」と記載します。また、実施する取組のうち、既に制度化され、又は恒常的に実施し、目標を設定しない業務については、目標欄を「-」とします。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10の計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

特に、本市の特性として、転出入による人口移動が毎年7～9%ほどもあり、転入者への啓発は、重要な課題のひとつです。

ごみ減量の啓発活動を強化する観点から、以下の取組を行います。

- ・ ごみ非常事態宣言を継続する中、燃やすごみを特に強化して減量するために、3Rを始めとした様々な施策について、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」を年に4回発行し、紙面を読みやすく、多くの世代に受け入れられやすいようにイラストを多用するなど、更なる工夫を重ねていきます。
- ・ 市ホームページによる情報提供に加え、平成28年度に開始した、スマートフォン用ごみ分別アプリケーションを活用し、適時の情報提供に努めます。
- ・ 毎年発行の「ごみ・リサイクルカレンダー」は転入者に対して住民登録を扱う市民課窓口で配布する他、転入者の特に多い時期に、分別などに特化したチラシを作成し全戸配布します。また、ごみゼロ化推進員と連携し、転入者への啓発について、**引き続き**具体的な取組を検討します。
- ・ 10月の市民まつりでのブース出展や駅頭でのキャンペーンの実施などを通じて、機会を捉えて継続的な啓発強化に努めます。
- ・ 日常のごみの分別や排出方法に関する問合せに対しては、清掃指導員（市職員）

が、戸別に訪問して分別の指導や説明をしたり、集合住宅の管理者との連携による分別徹底の啓発を行います。

・ 啓発冊子「くらしの中のごみ減量」を改訂し、児童・生徒への環境教育の教材として活用するほか、出張講座や市民見学会などの機会に幅広く配布します。

・ 未活用資源(可燃ごみに含まれる資源化可能物)の有効利用方策の調査・研究に関する専門委員会からの「廃食油の回収が、市として事業化を図る上で実現性が最も高い」との提言を受け、回収物の安全性の確保など、引き続き実施に向けた具体的な取り組みの検討を進めます。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 | 目標 |
|--|------------------------------------|-------------|
| 1 ごみを出さないライフスタイルの推進 【優先実施】 (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | — |
| | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 計画項目5参照 |
| | フードドライブの実施 | 月1回 拠点回収 |
| | 食品ロス削減推進協力店認定事業の検討 | 要綱整備 |
| 2 リユースの推進 【継続実施】 (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 【重点実施】 (2)くつ・かばん類の効果的回収や有効活用の推進 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 (5)リユース施策の調査・研究 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | — |
| | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 計画項目5参照 |
| | 有効利用先の確保（リユースできるもの） | 強化継続 |
| | くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討 | 維持継続 |
| | リユース食器無料貸出し | 年20件 |
| | リユース事業（リサイクル事業所）の在り方の検討 | 維持継続 |
| | リユース推進施策の調査・研究 | 維持継続 |
| 3 分別の徹底 【継続実施】 (1)組成分析の実施 【重点実施】 (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | — |
| | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 計画項目5参照 |
| | 組成分析 | 年4回（可燃） |
| | ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携 | — |
| | 分別方法の見直しの検討 | 強化継続 |
| 4 資源循環システムの構築 【重点実施】 (1)資源物の戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルートの構築と円滑な運用を推進 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | — |
| | 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | 計画項目5参照 |
| | 資源物戸別・拠点回収 | — |

| | | |
|---|---|--|
| (3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用 【継続実施】 (6)未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究 | 有効利用先の確保（資源物） | 維持継続 |
| | 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助 | 年 350 件 交付 |
| | 大型生ごみ処理機器購入費補助 | 年 1 件交付 |
| | 大型生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱見直しの検討 | — |
| | ごみゼロ化推進員との情報交換 | 適時実施 |
| | 夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進 | 投入者延数 2,500 人 |
| | 市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援 | — |
| | 地域の農業者や J A ・市内農産物取扱店との連携 | 維持継続 |
| | 廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討 | 適時実施 |
| | 難再生古紙拠点回収箇所の拡大 | 新規 1 箇所 |
| | 小型充電式電池の回収・資源化に向けた検討 | 新規検討 |
| 5 啓発活動の強化 【重点実施】 (1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） ごみ減量キャンペーンの実施 イベント（市民まつり）への出展 転入者への啓発強化 効果的な啓発活動の調査・研究 ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し | — 年 40 回 4 回 年 1 回 強化継続 適時実施 — |
| 6 環境教育・環境学習の推進 【重点実施】 (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3)情報の提供 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） | — 計画項目 5 参照 |
| 7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進 【重点実施】 (1)ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化 | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援 ごみゼロ化推進員との情報交換 町会・自治会・子供会への働きかけ 地域ネットワークの構築 | — 適時実施 適時実施 適時実施 適時実施 |
| 8 拡大生産者責任の追及 【重点実施】 (1)拡大生産者責任の追及 (2)事業者と行政の役割分担の見直し | 国・都への働きかけ | — |

| | | |
|---|------------------------------------|--------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">9 事業活動における3Rの推進</div> <p>【重点実施】 (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6)店頭回収の推進</p> | 広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） | — |
| | 個別指導 | — |
| | リサイクル推進協力店認定事業の推進 | 新規4事業所 |
| | 自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大 | 新規2事業所 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">10 市施設における3Rの推進</div> <p>【重点実施】 (1)小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推進 【継続実施】 (2)進捗状況・実績報告の公表</p> | 庁内向け検査の実施及び結果公表 | 年1回 |
| | 市職員に対する啓発 | — |

(2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量・焼却灰の削減」という4計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

可燃ごみの共同処理に向けた取組としては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）にて、日野市内で平成32年（2020年）度の新可燃ごみ処理施設稼働を目指して事業を進めているところです。新施設稼働後は、日野市・国分寺市・本市の3市で、可燃ごみの共同処理を、日野市内で行うこととなりますが、本市としては、今後とも、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。3市では、市民と協働して可燃ごみの更なるごみ減量を推進するため、3市ごみ減量推進市民会議を設置し、減量施策等の検討を進めます。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみ処理の支援を要請します。新可燃ごみ処理施設建設場所周辺住民をはじめとした日野市民の皆様及び日野市の関係者、本市の可燃ごみの処理をお願いしている施設周辺住民の皆様、多摩地域の自治体及び一部事務組合の関係者へ深く感謝し、継続して安心・安全・安定的な適正処理の確立を図るため、各施策の展開を図ります。

さらに、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施設整備基本計画を策定し、計画に基づいて中間処理場（貫井北町）と二枚橋焼却場跡地（東町）を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地は、不燃・粗

大ごみ処理施設を整備し、平成33年(2021年)度中の稼動開始を目指します。また、中間処理場は、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみの資源物処理施設を整備し、平成36年(2024年)度中の稼動開始を目指します。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 |
|---|---|
| 1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進 | 収集運搬体制の確保 ふれあい収集 |
| 2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理 | 浅川清流環境組合構成市としての責任履行 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請 3 市ごみ減量市民会議での減量施策等の検討 |
| 3 廃棄物関連施設の整備 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設の在り方の検討 | 中間処理場施設更新を含む廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進 |
| 4 埋立処分量・焼却灰の削減 (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携 | 東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行 広報媒体活用による周知 |

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理しない廃棄物への対応」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 |
|---|---|
| 1 災害発生時の対応に向けた体制整備 (1)小金井市地域防災計画及び小金井市災害廃棄物処理計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画及び小金井市災害廃棄物処理計画に基づく処理応援の要請 | 災害時体制の整備 「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理マニュアルの策定 災害廃棄物処理マニュアルに基づく図上訓練等の検討 |
| 2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 | 綿密な連携による情報の共有 |

| | |
|--|------------------|
| (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携 | |
| 3 収集・処理しない廃棄物への対応 | 広報媒体を活用した最新情報の提供 |
| (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備 | 専門に取り扱う業者との情報交換 |

(4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 |
|---|--|
| 1 不法投棄防止体制の確立 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化 | 定期的なパトロールの実施 啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 市民・事業者・その他関係機関との連携強化 空き家に対する不法投棄の防止 |
| 2 環境負荷低減の推進 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進 | 低公害車の積極的な導入及び関係者への協力要請 グリーン購入の推進 |

(5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

| 計画項目／取組内容 | 具体的な取組 |
|---|-------------------------------------|
| 1 計画の進行管理の実施 (1)進捗状況の点検・評価 | 自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価 |
| 2 ごみ処理コストの検証 (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (2)環境基金の有効活用 | コスト管理 情報の公開 環境基金の有効活用 |

第3 ごみ処理体制

1 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集(回収)

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用市指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集(回収)しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集(回収)しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集(回収)の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

| 分別区分 | 内容 | 回数/体制 | 排出方法 | |
|----------|---------------------------------|--------------------------|------------------|---|
| 燃やすごみ | 生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など | 週2回/委託 | 市指定収集袋(黄) | |
| 燃やさないごみ | ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品など | 2週に1回/委託 | 市指定収集袋(青) | |
| プラスチックごみ | プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの | 週1回/委託 | 市指定収集袋(青) | |
| 粗大ごみ | 家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など | 随時/委託 | <申込制> 粗大ごみ処理券 | |
| 有害ごみ | 乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計・電球型蛍光管 | 2週に1回/委託 | 透明又は半透明の袋 | |
| 資源物 | びん | ガラスびん(飲料用・食料品用) | 2週に1回/委託 | かごなどに入れる |
| | スプレー缶 | スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど | 2週に1回/委託 | かごなどに入れる |
| | 空き缶 | アルミ缶・スチール缶(飲料缶・菓子缶・茶缶など) | 2週に1回/委託 | かごなどに入れる |
| | 金属 | 鍋・やかん・フライパンなど | 2週に1回/委託 | かごなどに入れる |
| | ペットボトル | 飲料用・酒類用・調味料用(しょうゆ・みりんなど) | 2週に1回/委託 | かごなどに入れる |
| | 古紙・布 | 新聞 | 週1回/委託 | 紙ひもで縛る |
| | | 段ボール | 週1回/委託 | 紙ひもで縛る |
| | | 雑誌・ざつがみ | 週1回/委託 | 雑誌 紙ひもで縛る ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる |
| | | 紙パック | 週1回/委託 | 紙ひもで縛る |
| | | シュレッダー紙 | 週1回/委託 | 透明又は半透明の袋 |
| 布 | | 週1回/委託 | 透明又は半透明の袋 | |

| | | | | |
|-----|------------|---|----------------------------|---|
| 資源物 | 枝木・雑草類・落ち葉 | 枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径15cm以内・束の大きさ30cm程度まで）・雑草類・落ち葉 | （平成29年度より） 2週に1回/ 委託 | 枝木 ひもで縛る 雑草類 透明又は半透明の袋 落ち葉 透明又は半透明の袋 |
| | 生ごみ乾燥物 | 家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの | 週1回/直営 | <申込制> 市指定専用容器に入れる。 |

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、拠点回収を実施しています。分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

| 分別区分 | 内容 | | 回数/体制 |
|------|------------|----------------------------------|--------|
| 資源物 | 空き缶 | アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など） | 月2回/委託 |
| | ペットボトル | 飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど） | 週3回/委託 |
| | びん | ガラスびん（飲料用・食料品用） | 月3回/委託 |
| | 古紙（紙パック） | 紙パック | 週1回/委託 |
| | 生ごみ乾燥物 | 家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど | 週2回/直営 |
| | トレイ | 発泡スチロール製トレイ | 週3回/委託 |
| | ペットボトルキャップ | ペットボトルのキャップ | 週2回/直営 |
| | くつ・かばん類 | くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ | 月1回/直営 |
| | 難再生古紙 | 防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど | 週3回/委託 |

(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法は、以下のとおりです。

| 分別区分 | 中間処理 | | 最終処理（処分） |
|---------|----------------|------------------|---|
| | 処理方法 | 処理場所 | |
| 燃やすごみ | 支援先焼却施設で焼却(委託) | | 焼却灰をエコセメント化 (東京たまエコセメント化施設) |
| 燃やさないごみ | 破碎・選別(委託) | 金属・破碎後のプラスチック類など | 中間処理場 ・鉄・アルミなど金属を資源化(民間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをケミカルリサイクル(民間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをサーマルリサイクル(民間処理施設) |

| | | | | |
|------------------------------|--------------------|--|---------------|--|
| プラスチック ごみ | 積替・ 選別 (委託) | 容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック | 民間処理施設 | 容器包装リサイクル法対象の廃プラ スチックを公益財団法人日本容器包 装リサイクル協会（以下、「容器包装 リサイクル協会」という。）に引き渡 し資源化 |
| | | 容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック | | 容器包装リサイクル法対象外の廃プ ラシックをケミカルリサイクル （民間処理施設） |
| 粗大ごみ (可燃系) | 破碎 (委託) | 木質家具などは 板状に分解 （ふとんは中間 処理をしていな い） | 中間処理場 | 木質家具などをサーマルリサイクル （民間処理施設） |
| | | | | ふとんをサーマルリサイクル （民間処理施設） |
| | | | | 再使用可能なものを修理し販売 （リサイクル事業所） |
| 粗大ごみ (不燃系) | 選別・ プレス (委託) | 保管庫など大部 分が金属のもの | 中間処理場 | 自転車・保管庫など大部分が金属のも のを資源化（民間処理施設） |
| | 破碎・ 選別 (委託) | 上記以外の複合 素材・金属・破 碎後のプラスチ ック類など | | 鉄・アルミなど金属を資源化 （民間処理施設） |
| | | | | 破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル（民間処理施設） |
| | | | | 破碎後のプラスチック類などをサー マルリサイクル（民間処理施設） |
| 再使用可能なものを修理し販売 （リサイクル事業所） | | | | |
| 有害ごみ | 破碎・選別(委託) | | 中間処理場 | 資源化・一部埋立（民間処理施設） |
| びん | 破碎・選別(委託) | | 民間処理施設 | 資源化（民間処理施設） |
| スプレー缶 | 選別・破碎(委託) | | 中間処理場 | 資源化（民間処理施設） |
| 空き缶 | 選別・プレス(委託) | | 空缶・古紙等 処理場 | 資源化（民間処理施設） |
| 金属 | 選別(委託) | | 空缶・古紙等 処理場 | 資源化（民間処理施設） |
| ペットボトル | 選別・プレス(委託) | | 空缶・古紙等 処理場 | 一部を容器包装リサイクル協会に引 渡し資源化 |
| | | | | 一部を民間処理施設で資源化 |
| 古紙 | | | | 資源化（民間処理施設） |
| 布 | 選別(委託) | | 空缶・古紙等 処理場 | 資源化（民間処理施設） |
| 枝木・雑草類・ 落ち葉 | 選別(委託) | | 民間処理施設 | 資源化（民間処理施設） |
| 乾燥生ごみ | | | | 堆肥化（委託） |
| トレイ | 選別(委託) | | 民間処理施設 | 資源化（民間処理施設） |
| ペットボトル キャップ | | | | NPO法人に寄付し資源化 |
| くつ・ かばん類 | 選別(直営) | | 空缶・古紙等 処理場 | 資源化（民間処理施設） |
| 難再生古紙 | 選別(委託) | | 民間処理施設 | 資源化（民間処理施設） |

2 事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により許可を受けた小金井市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、以下のとおりです。

| 許可業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|--------------------------|--------------|
| (株)アクト・エア | 神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667 | 046-280-1112 |
| (株)東緑化 | 八王子市犬目町 1077-6 | 042-654-2075 |
| 栄晃産業(株) | 三鷹市牟礼 1-11-15 | 0422-48-2235 |
| エコ丸信(株) | 武蔵村山市伊奈平 2-27-5 | 042-520-8881 |
| エルエス工業(株) | 渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503 | 03-5410-3627 |
| (株)遠藤商会 | 埼玉県川越市大字下赤坂 627-7 | 049-266-9437 |
| (株)加藤商事 | 狛江市東野川 2-14-2 | 03-3480-5111 |
| 関東緑花(株) | 立川市栄町 4-2-44 | 042-522-4101 |
| (株)木下フレンド | 埼玉県所沢市東所沢和田 3-1-10 | 04-2944-3737 |
| (株)光栄和 | 国立市富士見台 1-14-2 | 042-574-9600 |
| 近野 正志 | 小平市花小金井 7-2-8 | 042-341-7037 |
| 斎藤商事(株) | 西東京市東伏見 4-9-10 | 042-465-8548 |
| 相模原紙業(株) | 神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15 | 042-773-3508 |
| (有)さとみ企画 | 府中市住吉町 3-52-6 | 042-363-6228 |
| (株)サムズ | 千葉県松戸市松飛台 286-5 | 047-387-0142 |
| (株)サン・エクスプレス | 国分寺市並木町 3-7-2 | 042-329-4320 |
| 志賀興業(株) | 三鷹市新川 4-1-11 | 0422-47-1414 |
| (株)植寿園 | 府中市朝日町 1-20 | 042-365-6253 |
| (株)総合整備 | 杉並区上荻 1-22-8 | 03-5347-2910 |
| 太誠産業(株) | 豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル | 03-3989-0098 |
| 高杉商事(株) | 小平市上水本町 4-8-12 | 042-321-2682 |
| (株)田邊商店 | 立川市一番町 5-5-1 | 042-520-0075 |
| (株)調布清掃 | 調布市深大寺東町 5-8-1 | 042-485-1166 |
| 東和産業(株) | 小平市花小金井 1-36-1 | 042-465-5514 |
| (株)トーホークリーン | 渋谷区東 4-9-18-204 | 03-5466-8923 |
| (株)トリデ | 府中市西原町 4-17-53 | 042-576-9750 |
| 中川産業(株) | 立川市富士見町 1-2-6 | 042-529-3491 |
| (株)根本造園 | 東久留米市南町 1-5-4 | 042-461-8142 |
| 比留間運送(株) | 武蔵村山市中央 2-18-3 | 042-565-1336 |
| 福田幸夫 (福田商会) | 小金井市貫井北町 1-7-33(福田商会事務所) | 042-382-1230 |

| | | |
|------------|----------------|--------------|
| (株)フクヤサービス | 調布市富士見町 1-8-56 | 042-488-4469 |
| (有)古川新興 | 府中市是政 3-65-1 | 042-365-2231 |
| (株)武蔵野 | 中野区 弥生町 2-50-8 | 03-5340-7647 |
| (有)屋満登興業 | 三鷹市中原 2-14-10 | 0422-49-3503 |
| (株)吉野清掃 | 調布市布田 5-24-1 | 042-483-6259 |

※ 平成 30 年 12 月末現在

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用市指定収集袋を使用して排出することができます。粗大ごみについては、市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と併せて収集(回収)していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用市指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は、以下のとおりです。

| 分別区分 | 排出方法 | |
|----------------|---|--------|
| 燃やすごみ | 事業用市指定収集袋（赤）（紙おむつ含む。） | |
| 燃やさないごみ | 事業用市指定収集袋（青） | |
| プラスチックごみ | 事業用市指定収集袋（青） | |
| 粗大ごみ | 市では収集していません | |
| 有害ごみ | 事業用市指定収集袋（青） | |
| 資源物 | | びん |
| | | スプレー缶 |
| | | 空き缶 |
| | | 金属 |
| | | ペットボトル |
| | | 布 |
| 古紙 | 家庭から通常排出される程度の量を排出することができる (例)・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで） | |
| 枝木・雑草類・ 落ち葉 | 3 束（袋）まで排出することができる 枝木：ひもで縛る、雑草類：透明又は半透明の袋、落ち葉：透明又は半透明の袋 | |

第4 市民・事業者・行政の役割

1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど)、生ごみの水切り及び自家処理並びにマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、ごみを出さない取組を実行します。
- (2) 次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に取る取組を実行します。
- (3) そして、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだ資源物の混入が見受けられることから、計画に沿った分別を徹底することで、「混ぜればごみ、分ければ資源」の取組を実行します。
- (4) トレイ・ペットボトル・紙パックなどについては、販売事業者が実施している店頭回収を利用します。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物(29ページ参照)については、市の定める方法に従い適正処理します。

2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、リユース、リサイクル)の推進に取り組みます。

- (1) 製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器などの製造、加工、販売及び修理体制の確保に取り組みます。
- (2) 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設(オリックス資源循環株式会社(埼玉県寄居町)、株式会社アルフォ(大田区)、バイオエナジー株式会社(大田区)、株式会社ジェイ・アール・エス(埼玉県所沢市)、有限会社ブライトピック(千葉県柏市)、株式会社

フジコー(千葉県白井市)、エルエス工業株式会社(栃木県那須塩原市)、太誠産業株式会社(江東区、神奈川県愛川町)、JFE環境株式会社(千葉県千葉市)、株式会社アクト・エア(神奈川県愛川町)など)にて適正に処理します。

- (3) レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底に取り組み、リサイクル推進協力店となることを目指します。
- (4) 販売事業者はトレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収に取り組みます。

3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組みます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の展開を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における円滑な廃棄物処理を行うため、安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、計画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組みます。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるよう相互の調整や働きかけを行っていきます。

第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項

1 不燃・粗大ごみ処理施設

燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来30年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。本施設は、事務所棟にて見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育・環境学習にも役立つ施設としています。

(1) 施設名称: 小金井市中間処理場

(2) 所在地: 小金井市貫井北町1-8-25

(3) 処理能力: 30t/5h(型式: 高速回転複合式堅型破碎機)

※ 平成29年度に策定した『清掃関連施設整備基本計画』に基づき、現在清掃関連施設整備事業を進めています。

2 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年(2006年)から稼働している東京たまエコセメント化施設で、セメント原料としてリサイクルすることで、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。

(1) 施設名称: 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設

(2) 所在地: 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第6 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2 市が収集するもの

(1) 市に処理申込みがあったペットの死体

(2) 飼い主不明の犬、猫などの死体(公有地にあるものに限る。)

3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)
- (2) パソコン
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収)
- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの
ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂(燃やせる素材のものは除く。)、フロンガスを使用している製品など
(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)
- (4) オートバイ
(メーカーにより自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針
(市内薬局により自主回収)

2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3 災害廃棄物について

中間処理場と二枚橋焼却場跡地を含め、災害廃棄物処理計画にて、がれきの仮置き場を選定しています。

第8 生活排水処理について

1 収集運搬

生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

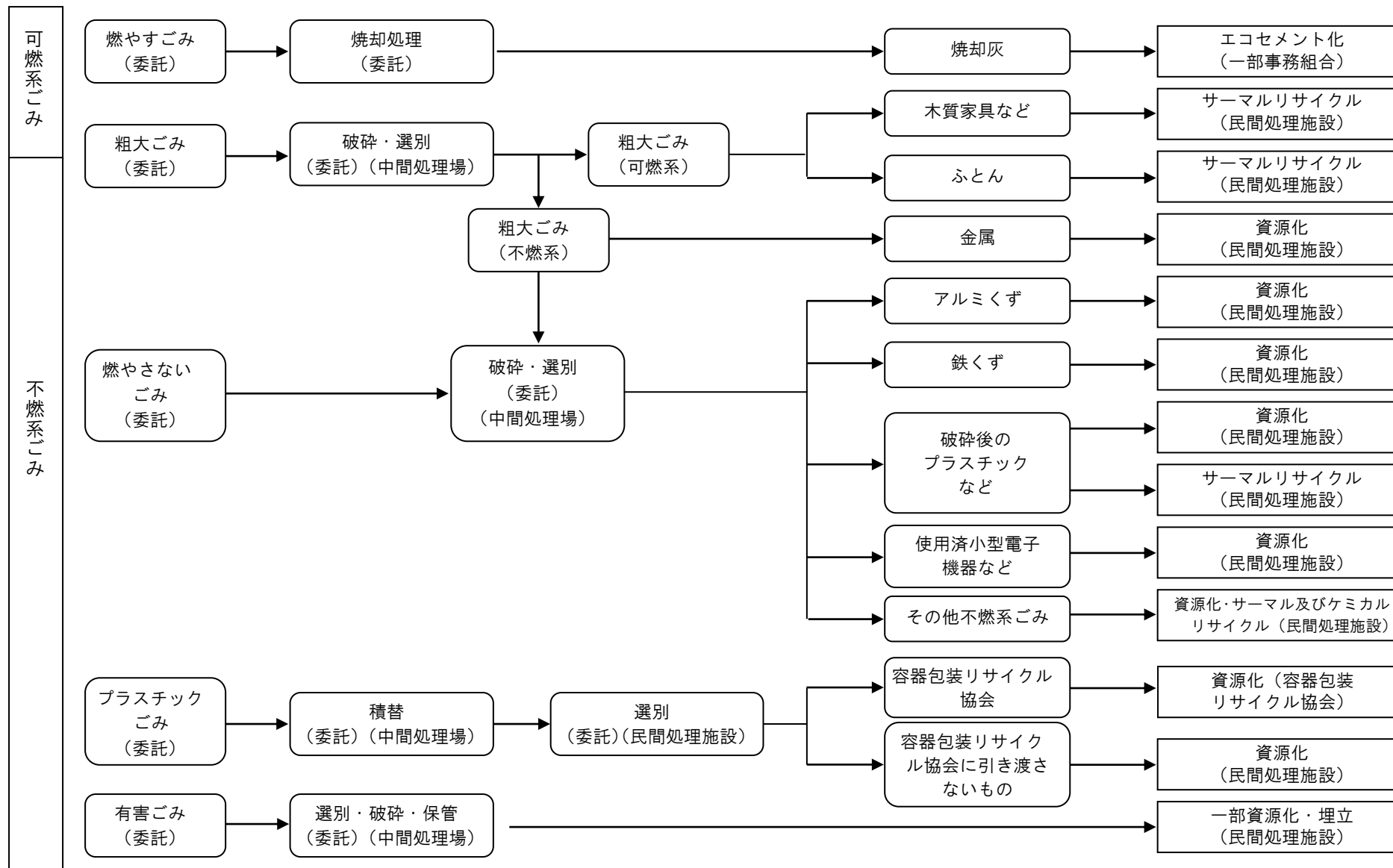
| し尿及び 浄化槽汚泥 | 排出者 | 収集運搬 見込み量 (KL/年) | 収集地域 | 収集回数 | 収集方法 |
|---------------|-----|------------------------|------|------|-----------------|
| | 事業所 | 107 | 市内全域 | 随時 | バキューム車による収集(委託) |

2 処理

本市で発生する生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合(湖南衛生組合)で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称: 湖南衛生組合し尿処理施設
- (2) 所在地: 武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力: 6KL/日
- (4) 処理方式: 希釈前処理方式

別紙 平成31年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図



資源物

